第四十一条の九第一号	第四十一条の三第二項第一号又は第三号	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の三第二項第一号又は第三号
第四十一条の九第二号	第四十一条の五第一項又は第四項	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の五第一項又は第四項
第四十一条の十一第二号	第四十一条の五第一項	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の五第一項
第四十一条の十一第三号	第四十一条の二第二項第三号	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の二第二項第三号
	第四十一条の五第四項	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の五第四項
	第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号
第四十一条の十一第四号	第四十一条の六	第四十八条の十二第三項において準用する第四十一条の六

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第二条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「認定する適性診断」を「告示で定める適性診断であって第十二条の二及び第十二条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたもの」に改め、同条中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、第七項を第四項とする。

第十二条の次に次の十条を加える。

（認定の申請）

第十二条の二　第十条第二項の認定は、適性診断を実施しようとする者の申請により行う。

2　第十条第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　適性診断に係る業務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三　適性診断の種類

四　その他国土交通大臣が告示で定める事項

3　前項の申請書には、適性診断に係る業務を行おうとする職員、適性診断の実施の方法その他の事項についての適性診断の実施に関する計画（次条第一項及び第十二条の四において「適性診断の実施計画」という。）その他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付しなければならない。

（認定の基準等）

第十二条の三　国土交通大臣は、前条の規定による認定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　適性診断の実施計画が適性診断の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　適性診断の実施計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

2　国土交通大臣は、前条の規定による認定の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条第二項の認定をしてはならない。

一　法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　第十二条の九の規定により第十条第二項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　適性診断に係る業務を行う役員のうちに第一号に該当する者がある者

（適性診断の実施に係る義務）

第十二条の四　第十条第二項の認定を受けた適性診断を実施する者（次条から第十二条の十までにおいて「適性診断の実施者」という。）は、公正に、かつ、第十条第二項の認定に係る適性診断の実施計画に従い、適性診断を実施しなければならない。

（変更の認定等）

第十二条の五　適性診断の実施者は、第十二条の二第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が告示で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2　前項の変更の認定を受けようとする者は、変更に係る事項を記載した申請書に国土交通大臣が告示で定める書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

3　第十二条の三の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

4　適性診断の実施者は、第十二条の二第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項について変更しようとするとき又は第一項ただし書の軽微な事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（適性診断に係る業務の廃止）

第十二条の六　適性診断の実施者は、適性診断に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（適合命令）

第十二条の七　国土交通大臣は、適性診断の実施者が第十二条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その適性診断の実施者に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十二条の八　国土交通大臣は、適性診断の実施者が第十二条の四の規定に違反していると認めるときは、その適性診断の実施者に対し、同条の規定による適性診断に係る業務を行うべきこと又は適性診断の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し等）

第十二条の九　国土交通大臣は、適性診断の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消し、又は期間を定めて適性診断に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十二条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第十二条の五第一項又は第四項の規定に違反したとき。

三　前二条の規定による命令に違反したとき。

四　不正の手段により第十条第二項の認定を受けたとき。

（報告の徴収）

第十二条の十　国土交通大臣は、適性診断に係る業務の適正かつ確実な実施のため必要な限度において、適性診断の実施者に対し、適性診断に係る業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（告示）

第十二条の十一　国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に告示しなければならない。

一　第十条第二項の認定をしたとき。

二　第十二条の五第一項の変更の認定（第十二条の二第二項第三号に掲げる事項に係るものに限る。）をしたとき。